

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 1月15日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他： 8件

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|---|------|----|
| 1 | 1号機 | 非常用ディーゼル発電機（B）用清水冷却器のベント弁（海水側）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理 | D | |
| 2 | 1号機 | 補助海水ポンプ等軸受温度記録計（多点式）の記録用紙送り機構に動作不良が認められたため、当該記録計を点検・修理 | D | |
| 3 | 2号機 | 残留熱除去海水系熱交換器（A）の出口自動ベント弁前弁の弁箱フランジシール部より海水のリーク（1滴/秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 4 | 3号機 | 廃棄物処理系計器用直流電源装置の点検において、出力精度外れが認められたため、当該電源を修理 | D | |
| 5 | 3号機 | 連続ダスト放射線モニタ装置の「コントロール部異常」を示す警報の発生が認められたため、当該装置の制御回路を点検・修理 | D | |
| 6 | 4号機 | 所内ボイラ蒸気溜圧力計の点検において、当該圧力計用テスト弁のグランド部にリークのあることが認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 7 | 6号機 | 電気品室換気空調系冷却装置（B）の送風機用Vベルト（2本中、1本）に切損が認められたため、当該ベルトを交換 | D | |
| 8 | 6号機 | タービン建屋2階換気空調系冷却装置（C）の送風機（A）用Vベルトに緩みが認められたため、当該ベルトを点検・修理 | D | |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要 | 主な具体例 |
|------|---------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ | 法律に基づく報告事象等の重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など |
| 区分Ⅱ | 運転保守管理上、重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など |
| 区分Ⅲ | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など |
| その他 | 上記以外の不適合事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など |

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで